

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aに対して、患者Bの個人情報が記載された書類（診療明細書）を誤って交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、患者ID、検査項目等

2 事案の経過

○令和6年7月4日（木）

- ・患者相談窓口において、患者Aに対し、用意していた患者Aの書類に併せて、誤って患者Bの書類を印刷し、誤交付。

○7月5日（金）

- ・患者Bの書類が混入していることに気付いた患者Aから、外来に電話連絡があったことにより、本事案が発覚した。

- ・医事グループ職員が患者Aの自宅を訪問し、患者Aに謝罪するとともに、患者Bの書類を回収した。

- ・医事グループ職員から患者Bに経緯を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・患者相談窓口担当が患者Aに書類を交付する際、他の患者の書類が混入していないか確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・委託事業者に対し、患者に書類交付の際は、患者ID・氏名の確認読上げ（複数枚ある場合は、同一者確認読上げ）を行うよう指導した。

- ・委託事業者がセンター内従業員に対し、個人情報保護研修を実施する。